

宝塚市公共工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市発注の公共工事等における入札及び契約の過程に関する苦情処理を適切に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札及び契約)

第2条 この要領の対象となる入札及び契約は、市が発注した工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入をなすことを内容とする私法上の有償双務契約であって、設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が宝塚市契約規則第21条（平成22年規則第9号）各号に掲げる金額を超えるものとする。

(欠格理由等の通知)

第3条 市長は、一般競争入札において、入札参加申請書を提出した者のうち、入札参加資格がないと認めた者に対して、入札参加資格がないと認めたこと及び入札参加資格がないと認めた理由（以下「欠格理由」という。）を書面により通知しなければならない。

(苦情の申立ての範囲)

第4条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札において、市長から欠格理由の通知を受けた者で、当該欠格理由に対して不服がある者は、市長に対して欠格理由についての説明を求めることができる。
- (2) 指名競争入札において、当該入札と同一の工事種別又は取扱希望種目の入札参加資格（等級区分がある場合は当該等級）が本市にある者のうち、当該指名競争入札に指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して指名されなかった理由についての説明を求めることができる。
- (3) 随意契約において、当該契約と同一の工事種別又は取扱希望種目の入札参加資格（等級区分がある場合は当該等級）が本市にある者のうち、当該契約における見積依頼者として選定されなかった理由に対して不服がある者は、市長に対して当該契約における見積依頼者として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(苦情の申立ての方法)

第5条 苦情の申立ては、次の各号に掲げる苦情の区分に応じ当該各号に定める期

間内に、市長に対して書面（様式第1号。以下「苦情申立書」という。）を提出することにより行わなければならない。

(1) 前条第1号に掲げる苦情 欠格理由の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内

(2) 前条第2号に掲げる苦情 市長が指名業者の公表を契約課の窓口で行った日の翌日から起算して7日以内

(3) 前条第3号に掲げる苦情 市長が随意契約の相手方の公表を契約課の窓口で行った日の翌日から起算して7日以内

（苦情の申立てへの回答）

第6条 苦情の申立てがあった場合は、市長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面（様式第2号。以下「苦情回答書」という。）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を7日を限度として延長できるものとする。

（苦情の申立ての却下）

第7条 市長は、第5条の苦情の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

2 苦情の申立ての却下は、その申立者に対して書面（様式第3号。以下「却下通知書」という。）により通知する。

（苦情の処理結果の公表）

第8条 市長は、苦情の申立者に回答を行ったときは、苦情申立書及び苦情回答書（以下「苦情申立書等」という。）を閲覧の方法により、速やかに公表する。

2 苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

（再苦情の申立て）

第9条 苦情回答書を受けた申立者であって、当該苦情回答書による説明に不服があるものは、市長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

（再苦情の申立ての方法）

第10条 再苦情の申立ては、市長から苦情回答書を受けた日の翌日から起算して7日以内に、市長に対して書面（様式第4号。以下「再苦情申立書」という。）を

提出することにより行わなければならない。

- 2 再苦情の申立てがあった場合は、市長は、宝塚市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に、速やかに審議を依頼するものとする。

（再苦情の申立てへの回答）

第11条 市長は、再苦情の申立者に対し、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（様式第5号。以下「再苦情回答書」という。）により回答する。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を、申立てが認められたときは申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を再苦情の申立者に対し明らかにするものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第12条 市長は、再苦情の申立期間を徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。

- 2 再苦情の申立ての却下は、申立者に対して却下通知書により通知する。

（再苦情処理結果の公表）

第13条 市長は、再苦情の申立者に回答を行ったときには、再苦情申立書及び再苦情回答書（以下「再苦情申立書等」という。）を閲覧による方法により、速やかに公表する。

- 2 再苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

（入札手続の執行）

第14条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、入札及び契約手続の執行を妨げないものとする。

附 則

この要領は、平成15年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

苦 情 申 立 書

年 月 日

宝塚市長 様

1 苦情申立者の住所氏名等

住 所

電話番号

商号又は名称

代表者氏名

2 苦情申立の対象契約名

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

宝契第 号

年 月 日

様

宝塚市長

回 答 書

年 月 日付けの苦情申立について、下記のとおり回答します。

記

- 1 苦情申立の対象契約名
- 2 不服のある事項
- 3 2の主張の根拠となる事項
- 4 回答内容

宝契第 号

年 月 日

様

宝塚市長

却下通知書

年 月 日付けの（再）苦情申立について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

- 1 （再）苦情申立の対象契約名
- 2 不服のある事項
- 3 2の主張の根拠となる事項
- 4 却下理由

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

宝塚市長 様

1 再苦情申立者の住所氏名等

住 所

電話番号

商号又は名称

代表者氏名

2 再苦情申立の対象契約名

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

宝契第 号

年 月 日

様

宝塚市長

審議結果通知書

年 月 日付けの再苦情申立について、下記のとおり審議結果を
通知します。

記

- 1 再苦情申立の対象契約名
- 2 不服のある事項
- 3 2の主張の根拠となる事項
- 4 審議結果